

亀山市告示第229号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年12月8日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 20209
- 3 路線名 亀山市斎場線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 住山町字下古野23番地内
  - (2) 終点 住山町字下古野23番地内
- 5 供用開始の期日 令和4年12月8日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30101
- 3 路線名 和賀白川線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 住山町字下古野2番地内
  - (2) 終点 住山町字下古野2番地内
- 5 供用開始の期日 令和4年12月8日